

事業報告書

(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人深緑会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 埼玉県入間郡越生町大字越生981番地
- (3) 設立認可年月日 昭和26年12月18日
- (4) 設立登記年月日 昭和26年12月28日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	市川医院	埼玉県入間郡越生町大字越生 981番地	無床

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和3年11月30日 第68期決算の決定
- 令和4年 5月28日 理事及び監事改選の件
- 令和4年 9月30日 第70期事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人深緑会

※医療法人整理番号

所在地 埼玉県入間郡越生町大字越生981番地

貸 借 対 照 表

(令和4年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	49,922	I 流動負債	7,432
II 固定資産	33,736	II 固定負債	39,093
1 有形固定資産	19,194	負債合計	46,525
2 無形固定資産	30	純資産の部	
3 その他の資産	14,512	科 目	金 額
		I 出資金	397
		II 繰越利益積立金	36,736
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	37,133
資産合計	83,658	負債・純資産合計	83,658

法人名 医療法人深緑会

※医療法人整理番号

所在地 埼玉県入間郡越生町大字越生981番地

損 益 計 算 書
 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	75,079
2 事業費用	81,596
事業損失	6,517
II 事業外収益	120
III 事業外費用	0
経常損失	6,397
IV 特別利益	3
V 特別損失	0
税引前当期純損失	6,394
法人税等	70
当期純損失	6,464

法人名 医療法人深緑会

※医療法人整理番号

所在地 埼玉県入間郡越生町大字越生981番地

財 産 目 録

(令和4年9月30日現在)

1. 資 産 額	83,658 千円
2. 負 債 額	46,525 千円
3. 純 資 産 額	37,133 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	49,922
B 固 定 資 産	33,736
C 資 産 合 計 (A+B)	83,658
D 負 債 合 計	46,525
E 純 資 産 (C-D)	37,133

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業内容	関係事業者 との関係	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし								

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員		医師		借入(注)	600	役員借入金	12,985

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 金利負担は無し

(注) 1 種類は法第51条第1項に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。近親者である場合には続柄を記載する。

2 該当する取引がない場合には、「種類」欄に該当なしと記載する。(様式の提出は必要)

監事監査報告書

医療法人深緑会

理事長 市川 正之 殿

私たちは、医療法人深緑会の第69期（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年12月22日

医療法人深緑会

監事 大久保康子

監事 橋本光司